

高浜町ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の子ども大学等受験料および模擬試験費用に対し補助金を交付することにより、子どもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「ひとり親家庭等」とは、次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する手当をいう。）受給世帯
 - イ 高浜町ひとり親家庭等医療費助成（高浜町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に規定する助成をいう。）受給世帯
 - ウ 町民税非課税世帯
- (2) 「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校（専門課程）および高等専門学校（4年制）をいう。
- (3) 「子ども」とは、20歳未満の者をいう。
- (4) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、その子どもを現に監護し、かつ、その生計を維持している者をいう。

(受給対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は、高浜町に住所を有する、ひとり親家庭等の児童の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる習い事にかかる費用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等受験料
- (2) 模擬試験受験料

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、毎年4月1日から当該年度の3月31日までの1年間とする。ただし、第2条に規定する補助対象者の要件に該当しないことが決定した者は、当該決定した月の翌月を終期とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする受給対象者（以下「申請者」という。）は、大学等受験料および模擬試験受験料にかかる支払いをしたときは、高浜町ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入し、高浜町長に提出しなければならない。ただし、高浜町長が天災、疾病、その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同一年度において複数回申請する場合、前回申請と同じ内容であれば(1)から(3)については省略することができる。

- (1) 児童扶養手当証書の写し（第2条第1号アに該当する場合に限る。）
- (2) 高浜町ひとり親家庭等医療費受給者証の写し（第2条第1号イに該当する場合に限る。）
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、申請者が公簿その他必要な方法により高浜町長が調査することに同意し、高浜町長が確認できる書類は、添付を要しないものとする。

(補助金の算定)

第7条 高浜町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額を算定するものとする。

2 補助金の交付額は、補助対象者が養育するこどもが大学等受験料・模擬試験受験料として支払った費用とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 大学等を受験する際の受験料
こども一人あたり、上限 53,000 円とする。
- (2) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料
こども一人あたり、上限 8,000 円とする。
- (3) 中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験を受ける際の受験料
こども一人あたり、上限 6,000 円とする。

(交付決定)

第8条 高浜町長は、第6条の規定により交付申請があった場合は、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付又は不交付の決定をし、通知しなければならない。

(交付方法)

第9条 高浜町長は、受給資格者の指定した金融機関の預貯金口座に、口座振替の方法により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 高浜町長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当した場合には、認定を取り消し、又は補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
 - (2) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 高浜町長は、受給者が補助金の交付決定を受けた後、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消した部分について返還を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は高浜町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象者	助成対象経費	補助率
<p>町内に住所を有するひとり親家庭等の養育者のうち、申請時点で下記に該当する者</p> <p>ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（雇児発 0401 第31号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」もしくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等している子ども又はその子どもを現に扶養している者</p>	<p>子どもの大学等受験料および模擬試験受験料</p> <p>①大学等を受験する際の受験料（子ども1人あたり上限53千円）</p> <p>②（ア）大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料（子ども1人あたり上限8千円）</p> <p>②（イ）中学3年生が進学のための受験に向けた模擬試験を受ける際の受験料（子ども1人あたり上限6千円）</p>	<p>国1/2・県1/4・市町1/4 (1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

高浜町長 様

申請者 住 所
氏 名 (電話) — —)

高浜町ひとり親等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金 交付申請書兼請求書

年度高浜町ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金の交付を受けたいので、高浜町ひとり親家庭等の大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1. 申請額(請求額) 円

2. 対象児童氏名

3. 振込口座

金融機関名			支店名					
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								